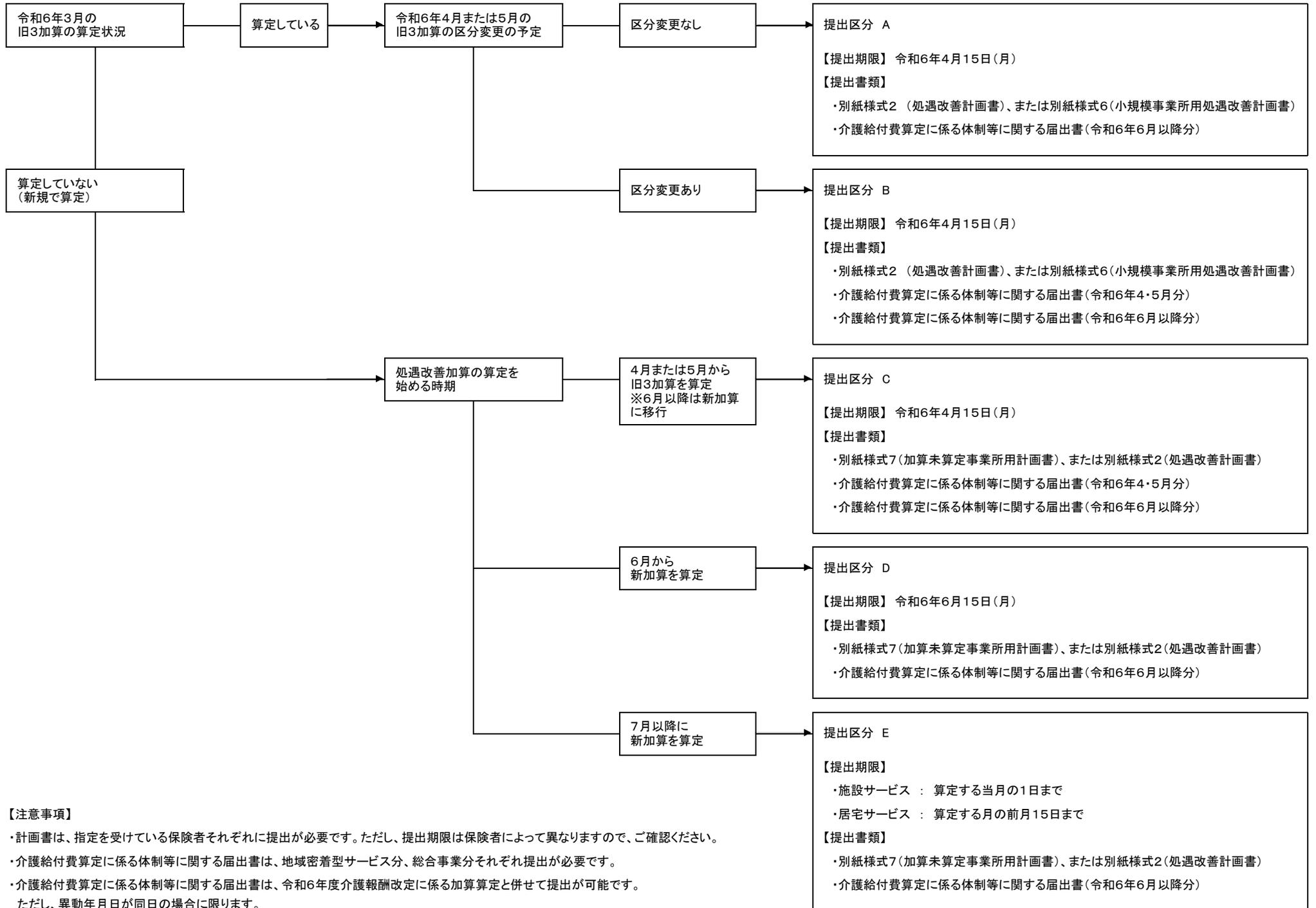


令和6年度介護職員等処遇改善加算計画書提出書類等確認フローチャート



【注意事項】

- ・計画書は、指定を受けている保険者それぞれに提出が必要です。ただし、提出期限は保険者によって異なりますので、ご確認ください。
- ・介護給付費算定に係る体制等に関する届出書は、地域密着型サービス分、総合事業分それぞれ提出が必要です。
- ・介護給付費算定に係る体制等に関する届出書は、令和6年度介護報酬改定に係る加算算定と併せて提出が可能です。ただし、異動年月日が同日の場合に限ります。